

令和6年度 特定施設入居者生活介護事業者募集要領

1 募集の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、特定施設入居者生活介護事業所を計画的に整備しています。

この募集は、特定施設入居者生活介護（以下「特定施設」という。）を提供する事業者（以下「事業者」という。）を選定するために行うものです。

2 募集内容等

区 分	内 容	
定員数等	【募集定員数】 96人分	全市域（全39圏域）を対象に募集します。 ※ 廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。
	【1施設当たりの定員数】 100人以下	※1 既存の特定施設の増床の場合、増床後の定員数は100人以下とする必要があります。 ※2 左記定員数は、要介護認定を受けている人だけでなく、要介護認定を受けていない人の定員数も含めた施設の総定員数です。 ※3 既存の住宅型有料老人ホーム等の一部を特定施設へ転換する場合、特定施設の指定を受けるまでに転換部分を別の施設とする必要があります。
整備形態	① 新規整備 ② 既存の住宅型有料老人ホーム等の転換、既存の特定施設の増床	
施設形態 ・ サービス形態	次のア～ウのいずれにも該当すること ア 有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）であること イ 要介護認定を受けている人も受けていない人も入居できる混合型の特定施設であること ウ 特定施設の従業者により、介護サービスの提供を行う一般型の特定施設であること	
補助金等の交付	施設及び設備の整備に当たって、本市からの補助金等はありません。	

3 質疑応答

募集要領に関する質問は、7月19日（金）午後5時までに、「募集要領に関する質問書（添付書類1）」により電子メール（kaigo@city.hiroshima.lg.jp）又は FAX（082-504-2136）で介護保険課事業者指定係に送付してください。電子メールで送付される場合は、件名の最初に「事業者募集」と入力してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。また、「想定される主なQ&A（添付書類2）」を示していますので、参考にしてください。

4 応募方法

(1) 応募受付

受付期間	令和6年8月5日（月）から8月23日（金）まで
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ※1 提出書類は持参でのみ受け付けます。 <u>事前に提出日時を電話で予約してください。</u> ※2 最終日の受付時間終了後は事業計画書を受理しません。提出期限及び受付時間は厳守してください。
受付場所	広島市役所本庁舎2階 介護保険課事業者指定係 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 Tel082-504-2721
提出部数	1部。ただし、選定委員会資料とするため、次の書類は <u>別途9部提出</u> してください。 資料番号2 特定施設入居者生活介護事業計画書（写） 資料番号3 応募者の概要【様式1】 資料番号4 事業所運営計画【様式2】 資料番号5 事業所整備計画【様式3】 資料番号6 立面図 資料番号7 配置図 資料番号8 各階平面図 資料番号9 断面図 資料番号29 整備予定地の写真 資料番号30 位置図（付近見取図）

(2) 提出書類

「提出書類作成上の注意事項（添付書類3）」を確認の上、「提出書類一覧表（添付書類4）」を参考にして作成してください。

事業計画書は原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一し、「提出書類一覧表（添付書類4）」とともに A4 判パイプファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は事業計画書の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等不備がないよう十分確認の上、提出してください。

また、事業計画書の内容に関する事前相談は原則行いません。

(3) 追加書類の提出について

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募状況の公表

受付終了後、応募状況（事業者数のみ）を、本市ホームページに掲載します。

5 事業者の選定等

(1) 適否判定

別紙2の「特定施設入居者生活介護事業者選定基準（以下「選定基準」という。）」のうち「1 適否判定基準」を満たしておらず、適否判定で「否」と判断された応募者は、選定対象外とし、応募者ヒアリング及び採点は行いません。

(2) 選定方法等

ア 評価及び選定

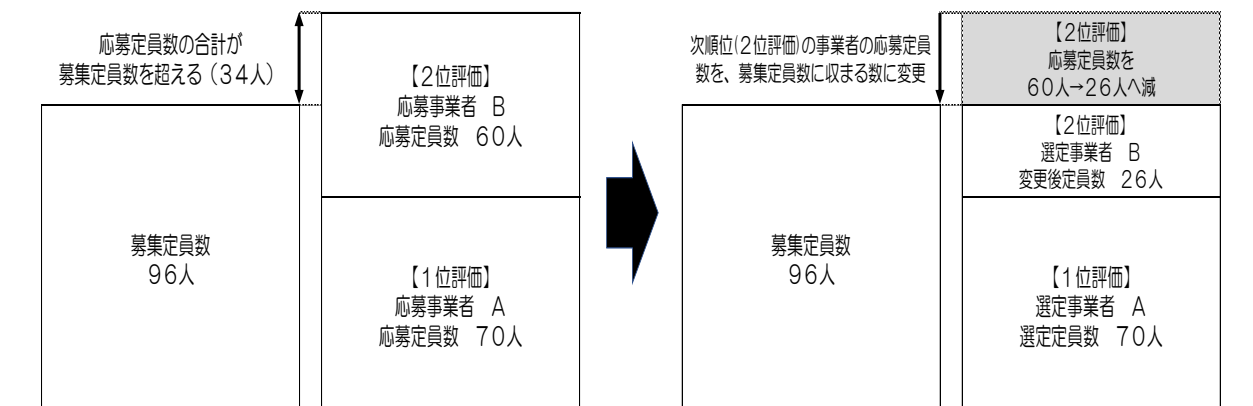
(ア) 応募者から提出された事業計画書を、別紙2「選定基準」の「2 評価基準」及び「3 評価の視点」に基づき評価し、募集定員数（96人分。ただし、廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。）を超えない範囲内で、評価得点（イによる加点がある場合は加点後の得点とします。）の高い順に事業者を選定します。評価に当たり、応募者ヒアリングを実施します。

ただし、次の場合は選定しません。

- ① 評価得点（イによる加点前の得点とします。）が、105点満点中6割未満の場合
- ② 選定基準「2 評価基準」の「(1)評価項目・配点」のうち、大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の65点中6割未満の場合

(イ) (ア)により選定した結果、選定定員数が、募集定員数を下回る場合、選定されなかった事業者で最も評価得点の高い事業者を、その応募定員数を募集定員数に収まる数に減らした定員数で選定することがあります（下記イメージ図を参照）。この選定については、事業計画書において事業者の意向を確認（「資料番号2 特定施設入居者生活介護事業計画書」に意向を記載）します。ただし、定員数の変更に伴い応募時に提出した図面の変更は行うことはできません。また、定員数を変更し選定を受ける場合、後日、改めて「4-1 整備後の運営費の積算根拠（別紙8-2）」を提出する必要があります。なお、当該事業者が応募定員数を減らした上での選定を希望しない場合は、次以降に評価得点の高い事業者を同様の扱いとします。

<イメージ図>



次順位(2位評価)の事業者が希望する場合

イ 加点

評価得点が上記ア(ア)の①又は②により不選定となる事業所を除き、次のとおり加点します。

(ア) 特定施設入居者生活介護事業所が未整備の7圏域（幟町、牛田・早稲田、大州、庚午、口田、瀬野川東・瀬野川（中野東小学校区）、湯来・砂谷圏域）において整備する場合、15点を加点します。

(イ) 選定基準「2 評価基準」の「(2)加点項目・加点」のうち、加点項目「独自の取組」について、特色ある独自の取組が計画されている場合には、各項目につき3点を加点します。

(3) 選定結果の通知及び公表

応募者全員に対し、令和6年11月ごろに選定結果を通知します。

また、選定された事業者については、応募者名、選定に係る評価状況及び評価結果を本市ホームページに掲載します。

(4) 注意事項

事業者を選定された場合、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。なお、事業者として選定される前の辞退は可能です。

6 選定後の手続き

(1) 事業者指定申請

新規整備に係る事業者選定通知書の交付を受けた事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満した段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。なお、令和8年度末（令和9年4月1日指定を含む）までに事業を開始できるよう指定申請を行う必要があります。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

(2) 変更申請

既存事業所の定員の増加に係る事業者選定通知書の交付を受けた事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満した段階で、本市に対して変更申請を行うことができます。令和8年度末（令和9年4月1日変更を含む）までに事業を変更できるよう変更申請を行う必要があります。

本市は、変更申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、定員の増加に係る変更について承認します。

7 応募に係る注意事項

(1) 応募について

ア 事業計画書提出後に、本市職員が整備予定地の現地調査を行いますので、あらかじめ現在の土地所有者の承諾を得て、所定の「土地立入承諾書」を提出してください。

イ 応募の際に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は、返却しません。

ウ 応募者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。

エ 応募者から提出された事業計画書を総合的に評価した上で事業者の選定を行いますので、事業計画書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

オ 暴力団排除に係る適否判定基準については、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会する必要があるため、所定の誓約書兼同意書（様式4）を提出する必要があります。

(2) 事業計画書の遵守について

事業計画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

(3) 選定取消しについて

ア 事業者として選定された後においても、事業計画書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和8年度末（令和9年4月1日指定を含む）までに介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、選定を取り消すことがあります。

イ 事業者として選定された後の事業計画書の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。ただし、整備予定地や、この募集に係る評価に影響を与える変更は、原則、認めません。

こうした事態が発生した場合は、選定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

ウ 事業者の選定が取消しとなった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(4) 選定取消し等に基づく応募停止期間について

事業者として選定されたにもかかわらず、選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、選定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の特定施設入居者生活介護事業者の募集に応募できません。

(5) 整備予定地について

- ア 整備予定地及び事業所の建物が、借地又は借家の場合は、契約書又は賃貸借確約書を提出してください。
- イ 整備予定地については、当該土地に事業所存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出してください。
- ウ 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、挙証資料（預金残高証明書、融資見込証明書（事業計画書提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。））を提出してください。
- エ 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。

(6) 資金計画について

ア 建設に係る自己資金

- (ア) 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。
- (イ) 既存法人については、直近3期分の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記載されていない資産売却等による現金、普通預金又は当座預金等の確保があった場合には、その挙証資料（預金残高証明書等）を添付してください。

イ 事業開始後の資金計画

事業開始後の資金計画における収入については、介護報酬や利用料収入等を適切に算出するとともに、支出については、人件費等について適切に算出してください。

ウ 運用財産（運転資金）

運用財産として、事業所の年間予定事業費（収支予算書における支出予算額）の1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが必要です。

※ 借入により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めません。

※ 審査の過程で随時、自己資金の確認を行うことがあります。事業計画書提出後、預金残高が自己資金予定金額を下回ることをないように注意してください。

エ 借入金

償還計画は、利用者から徴収する居住費等から償還することを原則とし、収入から償還できる額の範囲内で借入れを行ってください。

(7) 地元説明及び医師会等への情報提供について

この事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力が必要です。事業計画書提出前に地元説明を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会（事業所の設置に伴い影響を受けると見込まれる周辺町内会も含む）とします。別紙2「選定基準」の「地元説明」に記載の注意事

項により適切に説明を行ってください。

また、事業者として選定後は速やかに、選定後の地元説明を行うことに加え、地元の医師会及び歯科医師会に情報提供を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

(8) 関係法令等の遵守について

ア 事業計画書は、関係法令等（都市計画法、建築基準法、老人福祉法、高齢者住まい法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）に適合する必要があります。

イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課（Tel082-504-2506）にお問い合わせください。

ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局建築指導課（Tel082-504-2288）又は都市整備局緑政課（Tel082-504-2396）にお問い合わせください。

エ 施設の新築等を行う場合、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、事前協議書の提出が必要となる場合があります。詳細については、整備予定地の区役所の建築課にお問い合わせください。

オ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が指定（変更）申請までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。当該建物が昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断結果の概要書を提出してください。耐震診断の結果、耐震に係る工事が必要な場合は、工事費用を整備資金に積算してください。

また、耐震に係る工事が必要な既存の建築物を利用する事業計画で事業者の選定を受けた場合、指定（変更）申請時に耐震化に係る工事の概要書及び耐震診断結果の提出を求めます。

○ お問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL (082) 504-2721

FAX (082) 504-2136

電子メール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

○ 本市ホームページ

ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 事業者募集 【ページ番号：124563】

【準備】

6月下旬

募集要領の公表

【事業者の選定】

応募受付期間
(8月5日～8月23日)

事業計画書 受付

審査から選定は市特定
施設入居者生活介護事
業者選定委員会が実施

審査(適否判定)

適否判定基準を満たしていない場合

「否」と判断(選定対象外)

9月下旬
～
10月下旬

応募者ヒアリング

採 点

評価点数(加点を除く。)が満点
の6割未満等の場合

不選定

選 定

11月

選定通知又は不選定通知

【事業所整備等】

事業所整備及び人員の確保等

【事業者指定又は変更】

事業者指定申請
又は変更申請

(事業所整備等が終了した事業者から
順次手続を進める。)

審査

※令和8年度末まで

事業者指定又は定員数の増加